

## 富山市電子入札システム運用基準（物品購入等、業務委託）

平成19年11月30日決裁

（趣旨）

第1条 この基準は、本市の物品の購入、修繕、借入れ又は庁舎等の清掃、受付、警備及び各種設備の保守点検等の業務委託の契約に係る入札を、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。）第13条に規定する電子入札により行う場合における取扱いについて、必要な事項を定める。

（ID等の発行）

第2条 契約担当者は、富山市物品購入等競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第585号）第5条及び富山市清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第586号）第5条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）に対し、富山市電子入札システム（規則第13条に規定する入札に使用する情報処理システム。以下「本システム」という。）を利用するときに必要なログインID、パスワード及び電子認証用記憶媒体（以下「ID等」という。）を発行し、交付する。ただし、電子認証用記憶媒体（以下「認証媒体」という。）については、名簿登載者が富山市電子入札用電子証明書発行申請書兼誓約書（様式第1号）を提出した場合に発行することとし、必要と認める時点まで発行を保留することがある。

2 認証媒体の発行に係る費用は、ID等の交付を受けた者（以下「交付業者」という。）の負担とする。

（ID等の管理等）

第3条 交付業者は、ID等を厳重に管理し、ログインID及びパスワードの漏洩並びに認証媒体の破損、紛失及び盗難その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 本市は、ID等が不正に使用されたこと等により、交付業者が損害を受けた場合においても、その損害について一切の責任を負わない。

3 認証媒体が使用できない場合には、本システムによる入札参加及び申請等が不可能となるため、交付業者は、バックアップ用の認証媒体を作成するよう努めなければならない。

（ID等の再発行）

第4条 ID等の再発行は行わない。ただし、認証媒体については、有効期間中に使用不可能となり、交付業者が再発行を希望して申請手続きを行った場合には再発行を行う。この場合においても、発行に要する費用は、交付業者の負担とする。

（使用機器等）

第5条 交付業者は、本システムを利用するにあたり、専用の電子計算機を使用するよう努めなければならない。

2 交付業者は、使用する電子計算機がウイルスに感染しないよう必要な措置を講じなければならない。

3 交付業者が使用する電子計算機に不具合が発生した場合、その対処に必要な費用は交付業者の負担とする。

(運用時間)

第6条 本システムの運用時間は、原則として終日とする。メンテナンス等で運用できない時間があるときは、本市ホームページにおいて告知する。なお、障害(天災、停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等をいう。以下同じ。)の発生により予告なく本システムの運用が停止し、入札書、積算内訳書及びその他必要に応じ指定した書類(以下「入札書等」という。)が提出できないおそれがあるため、本システムの利用者は、時間に余裕を持って利用しなければならない。

(案件登録及び変更等)

第7条 契約担当者は、電子入札を行うこととしたときは、その案件について、本システムに入札方式、入札書受付締切日時(本システムにおいて使用している時刻による。以下「受付締切日時」という。)、開札日時及びその他必要な事項を登録する。

2 契約担当者は、登録内容について変更を行い、又は当該入札を中止する必要があると認めるときは、直ちに本システムにより当該案件の入札の中止を入札参加者に通知し、変更を行う場合には改めて登録を行う。ただし、変更が軽微な場合には、電子メール等による変更内容の通知をもって代える。

(入札公告)

第8条 一般競争入札による場合において、入札公告は、本市掲示板、本システム及び本市ホームページにおいて行う。

(指名通知)

第9条 指名競争入札による場合において、指名通知は、本システムにより行う。また、被指名者に対し、補完措置として、電子メールにより指名通知の確認を促す。

(仕様書等の取得等)

第10条 入札参加者は、本システム又は本市ホームページの所定の場所から仕様書等をダウンロードにより、取得するものとする。ただし、ダウンロードにより取得できない場合にあつては、当該入札の契約を担当する課(以下「契約担当課」という。)に記憶媒体を持参し、当該仕様書等を取得することができる。

(入札書等の提出)

第11条 本システムにより入札公告又は指名通知を行った案件については、入札参加者は、本システムにより入札書等を入札公告又は指名通知書で指定した受付締切日時までに提出(入札書等の電磁的記録が本システムの電子計算機に備えられたファイル

に記録されることをいう。以下同じ。)しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書等の提出に当たっては、当該入札書提出の完了に係る画面を印刷し、入札結果の公表まで保管しておかなければならない。
- 3 契約担当者は、入札者が前項の画面を保管していない場合には、提出した入札書等の問い合わせには応じない。
- 4 入札参加者が特定共同企業体の場合には、入札書等は、当該共同企業体の代表構成員の認証媒体を使用して提出する。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札書等の提出前に入札を辞退する場合には、受付締切日時までに原則として本システムにより入札辞退届を提出しなければならない。

- 2 入札者は、一度提出した入札書等を変更又は撤回することができない。ただし、入札者が、入札書等の提出後に入札を辞退する場合にあっては、受付締切日時までに書面により入札辞退届を契約担当者に提出することにより、これを認める。
- 3 指名競争入札による場合において、受付締切日時までに入札書等の提出がないときは、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(入札の無効)

第13条 入札者が入札参加資格を喪失した場合、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合又は入札条件を満たさなくなった場合において、当該入札者が受付締切日時までの間に既に入札書等を提出していたときは、当該入札は無効とする。

- 2 通信上の不具合により、入札書等が重複して提出された場合には、すべての入札書等を無効とする。

(開札)

第14条 開札日時に至ったときは、契約担当者は、遅滞なく開札を行わなければならない。

- 2 開札は、原則として受付締切日時の翌日(翌日が富山市の休日を定める条例(平成17年富山市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)の場合は、当該休日の翌日。以下同じ。)に行う。なお、受付締切日時以後、本システムに障害が発生した場合及びその他契約担当者が必要と認めた場合には、開札を延期するときがある。この場合において、契約担当者は、開札の延期及び変更後の開札予定日時を当該入札者に電子メール等により通知するとともに、本市ホームページにおいて告知する。
- 3 契約担当者は、開札を中止する場合には、当該入札者に電子メール等により通知するとともに、本市ホームページにおいて告知する。

(開札の立会い)

第15条 開札は、当該入札者のうち、立会いを希望する者を立ち合わせる事ができ

る。

- 2 立会いを希望する者は、受付締切日時までに開札立会申込書（様式第2号）を契約担当者に提出しなければならない。この場合において、立会いを希望する者が多いときは、契約担当者は、立会人の数を制限することがある。

（くじによる落札者の決定）

第16条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到着番号を使用した本システムの電子くじにより落札者を決定する。

- 2 前項の電子くじによらない場合は、契約担当者が電話連絡等により、当該入札者に参集を求め、くじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき（参集しない者があるときを含む。）は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 前項のくじ引きは、原則として開札の日の翌日に契約担当課において行う。

（入札結果の公表等）

第17条 入札の結果は、本システムにより公表する。また、落札者に対しては、落札決定後、速やかに電子メール等により落札者である旨を通知する。

（障害発生時等の措置）

第18条 契約担当者は、本システムの障害等により、電子入札の執行が困難であると認める場合には、入開札の延期又は中止、出場入札への変更等の措置を講じる。この場合には、当該入札参加者に電話等により通知するとともに、本市ホームページにおいて告知する。

（緊急時の対応）

第19条 入札参加者は、障害により電子入札に参加できない場合には、財務部契約課、各総合行政センター総務振興課又は上下水道局契約出納課において設置する電子計算機を利用して入札書等を提出することができる（ただし、入札参加者の認証媒体が使用不可能な場合を除く。）。この場合において、入札参加者は、事前に利用しようとする課に対し、電話等により利用の予約を行わなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の電子計算機の利用にあたっては、富山市電子入札システム緊急用パソコン利用申請書（様式第3号）を提出するとともに、ID等を用意しなければならない。

（ウイルス感染への対応）

第20条 入札者から提出された入札書等がウイルスに感染していることが認められた場合には、契約担当者は、直ちに当該入札者にその旨を通知して対応を指示する。この場合において、当該入札者は、契約担当者が認めるまでの間、本システムを利用することができない。

（入札参加資格の更新）

第21条 既に本市の入札参加資格を有し、ログインID及びパスワードの交付を受けている者（以下「入札参加有資格者」という。）のうち、次回の定期受付（平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度の11月1日から12月25日まで（11月1日又は12月25日が休日の場合は、当該休日の翌日。）の間に行う受付で、当該年度の翌年度の4月1日から2年間有効となる入札参加資格の受付をいう。）に係る入札参加資格の更新を希望する者（以下「更新申請者」という。）は、更新の申請を、本システムを利用して行うことができる。

2 前項の場合において、更新申請者は、申請に必要な書類を持参又は送付により提出する。

3 更新の申請に係る受付については、本市ホームページ等において公表する。更新申請者は、第1項の規定により申請する場合には、当該公表に指定する期間内に行わなければならない。

（参加資格の変更）

第22条 入札参加有資格者のうち、入札参加資格の登録事項に変更が生じた者は、変更の届出を、本システムを利用して行うことができる。

2 前項の場合において、変更の届出を行う者は、届出に必要な書類を持参又は送付により提出する。

（細則）

第23条 この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。